

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：定形信書便物の料金の上限の額に係る規制の見直し

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：総務省情報流通行政局郵政行政部企画課信書便事業室・郵便課

評価実施時期：令和8年3月

(該当要件)

ii

(該当理由)

- 現行の民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。）第16条では、一般信書便事業者（全国全面参入型の信書の送達事業を営む者をいう。以下同じ。）は、定形信書便物（総務省令で定める基準（注）に適合する25グラム以下の信書便物をいう。以下同じ。）について、総務省令で定められた上限額の範囲内で料金を定め、あらかじめ総務大臣に届け出ることとしている。

(注) 次の基準を満たすもの

- 表面及び裏面が長方形で、その大きさが長さ14センチメートルから23.5センチメートルまで、幅9センチメートルから12センチメートルまでのものであって、厚さが最も厚い部分において1センチメートルを超えないもの
 - 次のいずれかに該当するもの（信書便事業者が定める信書便物の包装その他の形状の条件を具備しないものを除く。）
 - 封筒若しくは袋を用いて又はこれに代わるもので包装し、その納入口又はこれに相当する部分の全部を送達中容易に開かないように封じたもの。
 - 包装しなくても送達中にき損せず、他の信書便物に損傷を与えないもの。
- 本改正は、定形信書便物の料金の上限額を総務省令で定めることとしている現行制度を改め、定形信書便物の料金の上限額を一般信書便事業者の申請に基づき総務大臣が認可する制度とすることで、一般信書便事業者が経営環境の変化やそれぞれの経営状況に応じて、主体的かつ機動的に定形信書便物の料金を変更することを可能とするものであり、当該事業者の経営の自由度を高めるもので、規制の緩和に該当する。
 - また、現在、一般信書便事業者として参入している事業者は存在しておらず、参入の意向を有している事業者も承知していないため、現時点で新たな費用負担が発生することは想定されないが、仮に一般信書便事業者が参入する場合であっても、本改正により新たに発生することが想定される費用は、認可の申請に要する費用のみであり、費用負担の合計が10億円以上となることは見込まれない。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間10億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2-①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間10億円未満と推計されるもの(様式2-①)

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- ・ 定形信書便物の料金の上限額を総務省令で定めることとしている現行制度を改め、定形信書便物の料金の上限額を一般信書便事業者の申請に基づき総務大臣が認可する制度とする。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 信書便法は、民間事業者が信書送達の役務を提供することを可能としており、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）と同様の信書送達の役務を提供することができる一般信書便事業者に対しては、日本郵便との対等な競争条件を確保する観点から、日本郵便に対する郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規制と同水準の規制を課している。
- ・ 郵便料金については令和 6 年 10 月に見直しを実施したものの、労働需給のひっ迫による人件費の急激な上昇など、郵便事業を取り巻く経営環境の変化は激しさを増すことが予想されており、郵便事業の安定的な提供を確保するために、日本郵便が経営環境の変化を踏まえて主体的かつ機動的に料金改定を行う必要性が高まっている。このような状況を踏まえ、定形郵便物（大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する郵便物であって、その重量が 25 グラム以下のもの）の料金の上限額を総務省令で定めることとしている現行制度を改め、定形郵便物の料金の上限額を日本郵便の申請に基づき総務大臣が認可する制度とすることで、課題解決を図ろうとしている。
- ・ 郵便法における定形郵便物の料金の上限額に係る規制を上記のとおり見直すとすれば、定形郵便物に相当する定形信書便物の料金の上限額に係る規制についても同様に見直さなければ、日本郵便と一般信書便事業者との間の競争条件に不均衡が生じることとなる。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・ 信書便法第 16 条第 2 項第 2 号では、定形信書便物の料金の上限額を総務省令で定めることとしているところ、郵便法の規制と同水準の規制とするために、定形信書便物の料金の上限額を一般信書便事業者の申請に基づき総務大臣が認可する制度とする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ 本改正は、郵便法の改正を踏まえて、日本郵便と一般信書便事業者の対等な競争条件を確保するため、一般信書便事業者が経営環境の変化やそれぞれの経営状況に応じて主体的かつ機動的に定形信書便物の料金を変更することを可能とし、当該事業者の経営の自由度を高めるものであるが、現在、一般信書便事業者として参入している事業者は存在しておらず、参入の意向を有している者も承知していないため、定量的な効果を把握することは困難である。
- ・ 事後評価の際に一般信書便事業者が参入している場合は、料金改定の頻度や料金の変動状況等を把握した上で検証を行う。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 定形信書便物の料金の上限額については、一般信書便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む定形信書便物の料金の水準を超えないものであることを確認して認可することとしており、本規制緩和により顕在化する負担は想定されない。
- ・ なお、当該認可の申請に係る費用については、現在、一般信書便事業者として参入している事業者は存在しておらず、参入の意向を有している者も承知していないため、現時点で新たな費用が発生することは想定されないが、仮に一般信書便事業者の参入があったとしてもその費用は僅少*である。

※ 4,775 千円（令和6年分民間給与実態統計調査（国税庁）の平均給与額（年間））÷1,714 時間（令和6年労働統計要覧（厚生労働省）の年間総労働時間数）≒ 2,786 円/時間

2,786 円/時間×20 時間（1 件当たりに要する時間）×3 人（担当者の人数）×1（申請数）=167,160 円

<行政費用>

- ・ 現行の制度においては、定形信書便物の料金の上限額を総務省令で定めることとしており、現在、一般信書便事業者として参入している事業者は存在していないものの、仮に存在していた場合、現行の制度の下でも当該上限額の設定・変更の際には、一般信書便事業の収支等を勘案し上限額の適正性の確認等の作業を行っていたものと想定されることから、本改正により、定形信書便物の料金の上限額を一般信書便事業者の申請に基づき総務大臣が認可する制度となったとしても、新たな行政費用は特段想定されない。

4 利害関係者からの意見聴取

【緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている

■その他

（具体の理由：「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方 答申」（令和7年7月31日情報通信審議会答申）の内容を受けて本改正を行うものであるが、現在、一般信書便事業者として参入している事業者は存在しておらず、参入の意向を有している者も承知していないため利害関係者からの意見聴取はしていない。なお、同審議会の答申案についてパブリックコメントを実施したが、定形信書便物の料金の上限額を総務省令で定めることとしている現行制度を改め、定形信書便物の料金の上限額を一般信書便事業者の申請に基づき総務大臣が認可する制度とすることについて意見は提出されていない。）

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 上記答申では「日本郵便に対する上限料金の規制の見直し内容も踏まえながら、現行の一般信書便事業者に対する上限料金規制の考え方を見直す場合であっても、一般信書便事業者が郵便のユニバーサルサービス

の提供確保に支障を及ぼす料金を設定しないよう、引き続き、一定の規律を設けることが必要であると考えられる。」との方向性が示されている。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 情報通信審議会 郵政政策部会 郵便料金政策委員会（令和6年7月～令和7年5月開催）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/yubinryokin_seisakuinkai.html

5 事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

- ・ 施行後5年以内に事後評価を実施する。